

## 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年11月16日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町保健センター 1階 多目的室

### 3 出席者 委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

#### 農業委員

1番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

#### 農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席☐ 欠席☒

7番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

### 事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

### 4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 福本卓雄

署名委員 今井清弘

**議長** ただ今から、令和5年第11回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に今井委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について』  
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号4をご覧ください。申請地は、役場より南3kmに位置する第二種農地です。位置は3条-1で示しています。

取得目的は経営規模拡大です。譲受人は、現在申請地を譲渡人から借受け耕作をしておりますが、この度当該地を取得し、継続して耕作を行いたいということで申請がありました。利用計画については、野菜及び果樹の栽培ということで申請されています。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** 別に問題はありません。

**重森委員** 譲受人が以前より野菜を作っておられるので問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号1番についてですが、こちらは、議案第2号2番の案件と関連するものです。ここで<sup>はかり</sup>お諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第2号1番及び議案第2号2番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第2号1番及び議案第2号2番の説明を事務局よりお願いいたします。

---

**事務局** ページ番号6から9をご覧ください。申請地は、役場より南3.1kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー1と5条ー2で示しています。

転用目的については、5条ー1は、資材置場、駐車場及び建設機械置場、5条ー2は、資材置場で、どちらも所有権移転です。譲受人は、6ページ内の「本店所在地」と記載された土地に事務所を設置しているとのことで、現在事務所敷地内に駐車場及び建設機材、資材等の置場を設置しておりますが、手狭となっているため、この度申請がありました。5条ー1については、6ページ内の斜線部を法面として残し、それよりも道路側は隣接地と面になるような形で掘削して使用することです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** 荒れ地を購入して5条の1と5条の2を資材置場などで使用することとして申請されるもので別に問題はありません。

**重森委員** 問題ありません。

**小坂委員** 5条の2について聞いても良いですか。レミファルト、乳剤それか

ら重油。これは建屋かなにかを作るんですかね？

**事務局** 建屋は作らず直置きする計画です。

**小坂委員** 野ざらしということですか。これは危険物について量が多かったらなんかあるんじゃないですか。

**事務局** 数量に関して確認済です。

**小坂委員** 普通に考えたら屋根付けて簡単でもいいので囲って外から見えないようにしないといけなかったと思うんですが。

**今井委員** これ現状畑になっていますよね。これ資材置場として使って終わったら現状復旧になるんですか。

**事務局** 所有権移転なので資材置場の状態で使用されます。

**今井委員** 所有者移転でそのまま買い取って後は資材置場としてやると言ったらどうなるんですか。

**事務局** 基本的には永久的に使うということです。

**今井委員** 資材置場というのはなんか持ってきて使って終わったら現状復旧とかいろいろあるから、所有権移転で無ければですけども、終わった後どうされるのかなと。

**事務局** 今回事務所が道路を挟んで向かい側の土地に譲受人の会社事務所があるということで引き続き資材置場として使用されると聞いておりますので、一時的に使ってもう使わないという話ではありません。

**議長** ここは普通の人を通る道ではなく、地元の人しか使わない道で、そういう意味では不特定多数の人が見て悪いことをしてやろうということは無いと思います。

**山城委員** 9 ページのどこなんですが、野ざらしということで話がありましたけれども、A 重油とか乳剤がちょっと分からないんですけれども漏洩対策というんですか、要は普通なら敷地の周りに側溝を掘って万が一の時は溜め枡をもうけるとか危険物の方で指摘が出てくるんじゃないかと思うんですが。

ただ平地に物を置くとかじゃ無くて周辺に影響を及ぼさないような施設が居るんじゃないかと思いますけども。

**議長** 今山城委員から指摘がありました万が一流れたときの対策としての事を言われたと思いますんで、許可を出す時に漏洩対策とできれば外部から見たときに見えんようになるべく囲ってもらえないだろうかという意見書を付けて出そうと思いますがいかがでしょうか。事務局、それはできますか。

**事務局** 再度確認は取らせてもらいます。

**小坂委員** 漏洩対策ならなおさら屋根を付けんと。

**事務局** 危険物の関係があると思うのでちょっと整理させていただいて必要というのであれば条件をつけて許可をしていきたいと思います。

**議長** 後々近隣の農地の所有者に迷惑がかかったらいけんということで、その点を指摘しながらいこうと思いますのでよろしく願いいたします。

その他、意見等がありますか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番及び議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。先ほどの話も含めて条件を出してまた許可申請を出したいと思います。したがって、議案第2号1番及び議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号10と11を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より北西2.3kmに位置する第二種農地です。位置は5条-3で示しています。

転用目的については、所有権移転で、事務所兼倉庫、資材置場及び駐車場で以上です。譲受人は、現在会社事務所として自宅を使用しているとのことですが、手狭となったため、今回の申請がありました。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら

お願いします。

**川協委員** 西本議員と相談した結果、圃場整備もされてないですし、イノシシ柵の外側で県道の近くなので問題はないのではないかということで収まりました。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号12、13に記載しておりますが詳しくは13に記載しておりますので13をご覧ください。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づいた農地の所有権移転、売買についてです。6筆、7,972㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。受け手にあたるやまぐち農林振興公社は農地集積に資する様々な手続きをサポートする公的機関です。今回のこの売買は、公社がいったん農地の出し手、売主から一時的に農地を買い入れ、それを受け手、農業の担い手へ売り渡す事業です。通常、農地の所有権移転を行う場合には登記等の様々な手続きが必要ですが、その事務手続きを田布施町が代理で行います。総会後に町の告示板でこの所有権移転の一覧を経済課窓口で供覧します。この所有権移転は国営圃場整備事業の新川・本町地区における売買です。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 農地転用等の事業計画変更承認申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

---

**事務局** ページ番号14と15を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南3.2kmに位置する第三種農地です。位置は計画変更ー1で示しています。

本件は、令和3年8月2日に転用許可済みの案件で、変更申請理由は、工事期間の延長と、工事内容の変更です。まず遅延理由としては、14ページに記載のとおり、資材仕入で着工までに時間を要したからとのことです。続いて工事内容の変更について、この度土地の排水状況が悪いことが判明し、当初予定されていなかった真砂土の敷設、水路の設置等を行うことで、地盤及び排水環境の改良を行う必要が生じたとのことですが、当該地は既に土地の一部が埋め立てられた状態であり、本案件は追認で申請する内容となります。また、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

**驛重委員** これは2年くらい前に太陽光の申請があった土地です。非常に土にはまりやすいところで、それでこの度計画が遅れたんですけれども、それを直して設置するということで問題はありません。

**重森委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第４号１番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第４号１番は原案のとおり決定致しました。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和５年第１１回田布施町農業委員会総会を閉会します。